



常盤 Investments 株式会社に対する行政処分について

- 1. 常盤 Investments 株式会社(以下「当社」という。) に対する検査の結果、以下の法 令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が 行われた。 (平成 22 年 12 月 10 日付)
 - 外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為

当社は、遅くとも平成20年2月頃から検査基準日(同22年5月21日)までの間、 外国人向け求人サイト等に求人広告を掲載し、当該求人広告に応募した多数の者を外 国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)に係るトレイニー(研修生)として 採用している。また、当社は、これらのトレイニーについて、外務員登録を行ってい ないため、FX取引の申込みの勧誘等、外務員の職務を行わせてはならない。

しかしながら、今回検査において、当社は、上記期間、トレイニ―の少なくとも 10 名に、見込み顧客の少なくとも 18 名に対して F X 取引の申込みの勧誘を行わせている状況が認められた。

当社が行った上記の行為は、外務員登録を行っていない者に外務員の職務を行わせていたものであり、金融商品取引法第64条第2項に違反するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 6 号及び第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

平成22年12月24日から平成23年1月23日までの間、全店舗における店頭デリバティブ取引のうち、新規顧客の勧誘及び新規口座開設に係る業務の停止。

(2) 業務改善命令

- ① 無登録外務員による金融商品の外務行為が再発した原因を究明し、実効性のある再発防止策を策定すること。
- ② その上で、自律的な業務運営の適正性を確保する観点から、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直しを図り、その十分な機能発揮に取り組むこと。
- ③ 日本において業務を行う法人としてのコンプライアンス態勢を確立するとともに、 役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること。
- ④ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- ⑤ 上記①から④について、その実施状況を平成23年1月17日までに書面で報告する

こと。

また、①から③については、その実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先 関東財務局 理財部証券監督第1課 048-600-1155